

三重県地域みらいコーディネーター業務委託仕様書

1 名 称

三重県地域みらいコーディネーター業務委託

2 業務の目的

県立高等学校において、以下の点を目的とした地域を学び場とする地域課題解決型の新しいキャリア教育モデルの構築に向け、地域等との協働体制の構築、生徒の地域活動や社会体験等の学習機会の調整等の支援を行う。

- ・ 高校生が地域課題をテーマにしたり、地域の産業等を題材として課題を発見したりし、その解決に向けた探究活動に主体的に取り組むことで、これからの社会の変化に対応できる「生きる力」を育む。
- ・ 地域での活動の中で地域や母校に対する愛着や誇りを高めるとともに、地域住民や職業人との関わりの中で多様なキャリアモデルに触れることを通じて、将来地域で活躍する姿を思い描くことができる高校生を育てる。

3 委託期間

契約締結日から令和4年3月31日（木）まで

4 契約上限額

9,350,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

5 業務の内容

- （1）下記「ア～ケ」の高等学校（地域みらいPBL実践パイロット校。以下「パイロット校」という。）に地域みらいコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を巡回型で配置する。

ア：三重県立白山高等学校
イ：三重県立昴学園高等学校
ウ：三重県立南伊勢高等学校南勢校舎
エ：三重県立南伊勢高等学校度会校舎
オ：三重県立鳥羽高等学校
カ：三重県立志摩高等学校
キ：三重県立水産高等学校
ク：三重県立あけぼの学園高等学校
ケ：三重県立紀南高等学校

- （2）コーディネーターは以下の業務を行う。

＜パイロット校の取組推進にかかる業務＞

- ・ パイロット校やその所在市町の行政機関・地元事業所等地域のニーズを把握しながら、地域を学び場とした地域課題解決型キャリア教育を推進するための協働体制を構築する。
- ・ パイロット校との協議のもと、教育課程をふまえ、地域課題解決型キャリア教育にかかる生徒のフィールドワーク・地域活動・社会体験、外部講師による講演会等の学習機会の調整・提案を行う。

- ・地域課題解決型キャリア教育にかかる教育内容・教育活動の開発に向け、パイロット校が必要とする情報収集・提供を行う。
- ・地域課題解決型キャリア教育にかかる学習において、生徒の活動に対する支援及び教員を補佐する業務や成果発表にかかる企画・運営・調整等を行う。
- ・地域課題解決型キャリア教育に活用できる、地域の人的・物的資源の開拓やパイロット校が必要とする教職員研修の講師の調整等を行う。
- ・県内外の高校生が集まり、地域の課題解決策を考える「PBL会議（高校生地域創造サミット）」の開催にあたり、運営にかかる支援等を行う。
- ・その他、パイロット校や地域等の要請に基づく活動を行う。

＜三重県教育委員会への報告等に関わる業務＞

- ・パイロット校での支援活動や地域等との協議内容等の業務遂行状況について、報告書（任意様式、すべての勤務日の業務内容と業務時間を必ず記載）を作成し、三重県教育委員会事務局教育政策課（以下「教育政策課」という。）の担当者に報告を行う。（原則、毎月実施）
- ・過去2年間の当事業での取組をふまえ、教育政策課とともに地域課題解決型キャリア教育のモデル構築に向けての検討や資料作成、提案等の活動を行う。
- ・教育政策課が開催する「コーディネーター連絡会議」に参加し、各パイロット校や地域での取組を共有するとともに、それぞれにおける取組の深化に向けた協議を行う。
- ・その他、教育政策課の要請に基づく活動を行う。

（3）コーディネーターの雇用形態等

- ・受託者の直接雇用とする。
- ・コーディネーターの人数は定めないが、契約期間内における業務時間はのべ4,600時間程度とし、うちパイロット校の取組推進にかかる業務時間は1校につき200時間以上とする。
- ・各パイロット校の取組推進にかかる業務において、各パイロット校や地域の関係団体等と地域での活動や打合せ等は、のべ297回以上を行うこととする。

6 業務実施における留意事項

- （1）受託者は、学校と地域等の協働活動に関する幅広い見識を有していること。
- （2）教育政策課及びパイロット校と相談しながら業務を実施すること。
- （3）業務の実施にあたり、個人情報等の保護すべき情報を取扱う場合は、その取扱いに万全の対策を講じること。
- （4）業務の実施にあたり、第三者へ業務を委任、又は請け負わせないこと。
- （5）受託者は、この委託業務に関して、法令を遵守し、誠実に業務を行うこと。
- （6）受託者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。業務委託契約が終了した後も、また同様とする。
- （7）業務の実施に要する経費は、全て委託料の中で負担するものとする。
- （8）新型コロナウイルス等感染症への対応・対策については、感染状況等を考慮しながら、生徒の安全安心を優先し、地域関係者、パイロット校、教育政策課と相談のうえ実施していくものとする。
- （9）その他、この仕様書に定めのない事項について、受託者は教育政策課と協議のうえ、決定するものとする。